

仕 様 書

1. 業務名

御杖村小水力発電事業性評価業務

2. 業務目的

本村では、「御杖村再エネの最大導入のための計画」において、小水力発電設備の適地把握や導入に向けた調査に取り組むこととされている。

令和7年度に実施した御杖村内河川等における小水力発電の導入可能性調査（流量調査）において、最もポテンシャルが高いと判断された河川において、生み出される電力の活用方法を含めた事業採算性の評価を行う。

3. 契約期間

契約締結日～令和9年1月29日（金）まで

4. 委託料

（1）上限額 4,565,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参考資料

①対象河川（位置図）

②令和7年度「御杖村小水力発電可能性調査業務」結果報告書

※これらの資料については、参加申込書及び秘密保持誓約書の提出後、応募資格があると認められたものに配布する。

6. 業務内容

（1）関係法令調査等

ア) 関係する法規制区域を把握すること。

（砂防指定地、河川区域、保安林区域、用途地域、盛土規制法等）

（2）測量調査業務

発電計画地点周辺の基準点測量、路線測量及び河川測量を実施すること。

（3）配置計画検討 ※必要に応じて令和7年度調査結果を参照すること。

ア) 配置計画検討

①流況調査結果を基に河川管理者・地権者との協議等により取水地点・取水方式を決定する。

②最大使用水量と有効落差から最適な発電規模を決定し、それに適した水車型式・発電機を選定する。

③配管ルート等その他設備の配置を検討すること。(みつえ青少年旅行村での自家消費及び売電、災害時の活用を考慮した設備の配置を検討すること。)

イ) 系統接続の検討

系統に空き容量があるかどうか電力会社への事前相談で確認する。

ウ) 概略計画図の作成

ア)、イ) で決定した内容を基に、概略計画図を作成する。

(4) 事業採算性評価

①水力発電計画工事費積算の手引き(資源エネルギー庁、平成25年)などを使用してイニシャルコストを算出する。

②発電設備や周辺設備のメンテナンス費、人件費や各使用料等を考慮し、ランニングコストを算出する。

③みつえ青少年旅行村での自家消費及び売電の収支シミュレーションを行い、事業採算性を評価する。

④導入にあたって想定される諸課題について整理する。事業採算性を高めるための具体的な方策があれば提案を行うこと。

(5) 業務の進め方

ア) 全般

①受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本村担当職員との連携を密にして業務にあたること。

②本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。

③受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本村の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする

④契約の履行に際しては、提案事項の履行を求める。

イ) 本村との打合せ

本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、最終報告書提出前1回、本村の業務担当者と打合せを行うこと。

ウ) 調査に当たって

①現地調査や河川管理者等との協議の結果、調査手法等について本仕様書から変更の必要が生じた場合には、本村と協議の上、決定すること。

②流況調査などの現地調査をするにあたっては、河川占有許可等各種許可を適切に取得した上で行うこと。

(6) 業務報告書の作成

上記(1)～(4)について、報告書にまとめて御杖村役場住民生活課へ提出すること。

7. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備するとともに、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(2) 事業計画

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本村に帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本村と受託者が協議して定めるものとする。